

すが、全て民有地のため、今後は山林所有者の同意を得て、7月中旬までには工事の発注を行い、通行車両及び歩行者の安全を図る予定であるとの回答を得ています。

### ★義務化されている住宅用火災報知機について。

消防法の改正により、一般住宅及び共同住宅に住宅用火災報知機の設置が義務付けられ、平成18年6月1日より新築住宅に設置されています。

それ以前に建築された住宅は、平成23年5月31日までに設置しなければなりません。

当町は消防組合に加入しているため、当該組合の条例によることとなり、平成18年2月に津山圏域消防組合火災予防条例の一部改正を行い、対応しています。

助成等については、新たな補助金の設置は困難であり、新築住宅や既に設置されている方への不公平が生じます。今後、行政として実施が困難な部分については、関係機関の協力をいただく方向で検討していきます。

また、高額さらには偽造品の訪問販売等が懸念されますので、広報誌等で広く注意を呼びかけていきます。

### ★国の「地震防災対策特別措置法改正法」による補助事業での、学校の改修計画は。

耐震診断実施率は優先度調査を含めますので、100%となり、耐震化率は76%です。今後の改修計画は、具体的には決めていません。町の建設計画や総合計画に基づき、また財政や補助金等の関係機関と協議しながら、緊急性等を考慮して実施していきます。

### ★消防ポンプ自動車の出動について。

現在使用していない「小型動力ポンプ付積載車」を本庁に配備し、本庁におります職員の旧町村の消防団員4班で構成する役場機動隊を設置し、勤務時間のみですが、万一の火災発生時に対応するための準備を進めています。

上齋原・富地域に各1台配備している「消防ポンプ自動車」は、搭乗人員不足による対応について、各消防方面隊へ検討を依頼しています。

### ★鶴喜小学校の自然体験学習の場として、山林を取得しているが、現在の活用状況及び今後の対応は。

平成14年度に「森の教室整

備事業」として、山林15,000㎡を購入しています。

当初は、学習歩道や野外炊飯のできる施設、竹林の整備等を予定していましたが、計画どおりにできていません。

この管理に、地元グループに下草刈りを委託しています。今後は学校・PTA・地元と相談しながら、樹木の名札付け、遊歩道の整備等、よりよい自然体験の場を広げていきます。

### ★下原地内のカラス捕獲柵の設置の経緯と今後の管理について。

以前より数多くのカラス及びサギ等が巣を作り、悪臭や鳴声で被害が続いていました。

地元区長と役場とで協議を重ね、猟友会駆除班に依頼して、さまざまな方法で駆除を実施していましたが、大きな効果を得られませんでした。

そのような中、東京都でのカラス捕獲柵が大きな成果を上げていること、津山市のゴミ処理場にも同様の捕獲柵が設置されていることを知り、これらを参考に、昨年度予算確保し、試験的に捕獲柵を設置しました。

捕獲柵は狩猟法により狩猟免許を所持した者以外は管理

できないため、猟友会鏡野分会駆除班に依頼しています。

5月下旬に始めて、約1ヶ月で15羽が駆除されました。今後、この捕獲柵が十分に機能し、効率的な駆除、被害対策に繋がるか検証を行い、対応を検討していきます。

### ★ごみ処理センターの建設候補地の選定について、「津山広域ブロックごみ処理広域化対策協議会」が示した応募方法によって正しく行われたのか。

公募条件では、地元町内会及び周辺町内会の代表並びに地権者の共同申請とありますが、地元町内会及び地権者の申請が必須条件です。

周辺町内会代表の申請は、「有れば望ましい」というものであって、必須条件ではありませんので、正しく行われたと認識しています。

### ★周辺地域となっている郷地区の町内会の同意書はいつ提出されたのか。

平成19年5月4日に領家町内会役員が郷地区に出向き、任意に同意書を取り寄せて、5月20日の適地選定委員会に提出されたと聞いています。

同意書といわれるものは、

郷公民館で行われた郷地区役員会の議事録として、郷地区区長8名全員が連名で署名・押印したもので、内容は、領家地区内に建設されるごみ処理センターに同意するものです。

### ★選定過程について郷地区の同意書が無いのに、なぜ領家地区が残ったのか。

周辺町内会代表の申請は必須条件ではなく、領家地区の申請には、中北下町内会が共同申請者として名前を連ねています。

地元町内会の総会決議は必須要件と明示していますが、周辺町内会の総会議事録は必須要件ではありません。

久米側は地元町内会すなわち領家町内会が任意に取り寄せています。これにより、鏡野側はこの地区の総会議事録も提出されていません。

### ★昨年7月11日に下原地区で開催されたごみ処理センター説明会では、どのように説明が行われたのか。

適地選定委員会は、周辺地域の範囲について、どこまで範囲であるといったことを決められなく、領家地区に判断・報告してもらったと説明されました。